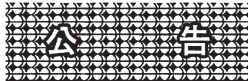


(別表第3)(第4条関係)

次長が専決する事項

- 1 通知、照会及び回答等(局長が専決する事項を除く。)
- 2 職員(局長、参事及び次長を除く。)の服務
- 3 職員の出張
- 4 物品取扱員の任免
- 5 その他軽易なこと

監査委員事務局



公告

長野県労働委員会規程(昭和33年10月27日県報)の一部を、平成18年10月25日、次のとおり改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県労働委員会

第9条第2項及び第10条中「チームリーダー」を「課長」に改める。

別表第1の7及び別表第2中「チームリーダー」を「課長」に改める。

労働委員会事務局



長野県訓令第10号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員安全衛生管理規程(平成元年長野県訓令第6号)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県知事 村井 仁

第6条第2項中「総務部職員サポートチームリーダー」を「総務部職員課長」に改める。

第10条第3項の表中「総務部職員サポートチーム顧問医」を

「総務部職員課顧問医」に改める。

第12条第9項中「総務部職員サポートチーム」を「総務部職員課」に改める。

第19条第1項及び第2項、第20条第1項から第3項まで並びに第25条第1項中「総務部職員サポートチームリーダー」を「総務部職員課長」に改める。

第26条第10項中「総務部職員サポートチーム」を「総務部職員課」に改める。

職員サポートチーム

長野県訓令第11号

本庁内部部局
企業局本庁
議会事務局
行政委員会事務局
監査委員事務局
警察本部

長野県庁消防規程(昭和46年長野県訓令第14号)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県知事 村井 仁

第2条第4号中「チームリーダー等」を「課長等」に、「本庁のチーム又は室の長、企業局の本庁のチームリーダー」を「本庁の課長、企業局の本庁の課長」に、「教育委員会事務局のチームリーダー、監査委員事務局長」を「教育委員会事務局の課長、監査委員事務局次長」に改める。

第4条第2項中「総務部財産活用チームリーダー」を「総務部管財課長」に、「総務部財産活用チームのユニットリーダー」を「総務部管財課課長補佐」に、「チームリーダー等」を「課長等」に改め、同条第3項中「総務部財産活用チーム内」を「総務部管財課内」に改める。